

お知らせ



ファミリー・サポートセンター説明会

ファミリー・サポートセンターのマスコミでは、地域の子どもを預けたい方(ファミリー会員)、子どもを預かる方からなる会員同士の相互援助活動を行っています。ファミリー会員を希望する方は、説明会に出席してください。申し込みが必要(子ども同伴可)。

とき・ところ 5月15日(土)・保谷東分庁舎会議室 19日(水)・保谷柳沢児童館 時間は、いずれも午前10時〜正午

内容 ファミリー会員説明会と入会登録

入会登録に必要なもの 保護者の顔写真(縦3センチ×横2.5センチ)1枚

申込 ファミリー・サポートセンター事務局(☎38・4121)

子ども家庭支援センター(☎61・0600)

けやき小学校施設 有料化説明会

本年6月の市議会定例会に提案予定のけやき小学校施設の有料化に関する利用者説明会を開催します。

教育委員が就任しました

教育委員会の教育委員として、竹尾 格(たけお いたる)さんが、3月29日の市議会定例会で同意され、3月31日付けで任命されました。任期は、平成16年3月31日〜平成20年3月30日です。

教育庶務課(☎内線2613)

とき 5月12日(水)午後6時30分

ところ けやき小学校講堂 社会教育課(☎内線271)

精神障害者ショートステイ事業を開始します

介護者の疾病等の理由により、精神障害を持つ方が介護を一時的に受けられなくなった場合に、施設に短期入所(高7日間)できる制度です。飲食物費相当の費用がかかります。

施設状況、ご本人の状態により入所できない場合があります。詳しくはお問い合わせください。

障害福祉課(☎内線2347)

精神保健福祉法による医療費公費負担制度

通院医療費公費負担制度 精神疾患により病院や診療所に通院する際にかかる医療費の自己負担分を公費で負担する制度です。この制度を利用すると、かかった医療費の95%が医療保険と公費で賄われます。

小児精神医療費助成制度 18歳未満で精神疾患のため入院した場合、医療保険の自己負担分を公費助成する制度です。

詳しくは、お問い合わせください。 障害福祉課(☎内線2347)

特別障害者手当等の月額変更

厚生労働省からの通知により、特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当の月額が、4月分から次のように変更になります。

特別障害者手当 2万6千620円 2万6千520円 障害児福祉手当(経過的福祉手当) 1万4千480円 1万4千430円 障害福祉課(☎内線234)

難病者福祉手当 現況届の提出を

難病者福祉手当受給者のうち、本年3月31日で医療券の期限が切れる方(人工透析を必要とする腎不全・先天性血液凝固因子欠乏症等)に現況届の用紙を発送したので、提出してください。

提出期限 5月21日(金) 提出先 障害福祉課(保谷保健福祉総合センター・田無庁舎1階) 障害福祉課(☎内線234)

都市計画図書の縦覧

保谷都市計画および田無都市計画から西東京都市計画への変更図書の縦覧を行います。 とき 4月22日(木)午前8時30分

ところ 緑地保全地区、公園、緑地：公園緑地課(保谷庁舎3階) 下水道、河川：下水道課(保谷庁舎5階) 高度利用地区、第一種市街地再開発事業：再開発課(保谷駅南口地区再開発事務所) その他：都市計画課(保谷庁舎5階) 都市計画課(☎内線241)

審議会開催情報

傍聴希望の方は事前に担当課へお問い合わせください。 子ども福祉審議会(子育て支援課・内線152)：5月7日(金)午後0時30分・イングリッド会議室・本年度の審議テーマとスケジュール・傍聴5人

交通事故にあつたら必ず届け出を

老人保健で医療を受けている方へ

交通事故など、第三者(加害者)の行為によってけがをした場合でも、届け出により老人保健で治療を受けられます。この場合、市が医療費を一時立替えて支払い、後日加害者に費用を請求します。



届け出 交通事故に遭ったら警察に届け出て、「事故証明書」をもらいます。老人保健で治療を受けるときは、高齢福祉課医療助成係へ、「第三者行為による傷病届」の申請書が必要となります(申請書は高齢福祉課にあります)。

届け出に必要なもの 事故証明書・保険証・医療受給者証・印鑑

加害者から治療費を受け取っていると、老人保健は使えなくなる場合があります。ご注意ください。 申請・問合せ 高齢福祉課(保谷保健福祉総合センター1階) 高齢福祉課(☎内線2336)

児童手当・児童育成手当の申請を忘れずに

児童手当 支給要件 対象 義務教育就学前(6歳到達後最初の年度末)の児童を養育している方 所得制限 平成16年6月分の支給から(表1)(平成16年度所得制限額表・平成15年中の所得および扶養人数)のとおりです。

新規申請の方 支給要件に該当する方で、まだ支給されていない方は、両庁舎1階子育て支援課で新規申請手続きをしてください。所得の範囲内であつても申請しないと手当は受けられません。手当の支給は、申請の翌月からとなります。

所得・扶養人数等の関係で 新年度から該当になる方は、毎年6月が年度更新月となるので、5月中に申請してください。必要書類：表2参照(不足書類は後日提出することが可能です)

現在受給中の方 現況届を(6月上旬郵送予定)送りますので、提出(郵送可能)してください。提出されないといふと手当の支給が停止されます。



対象 父・母が婚姻を解消または、同様の状態(父または母が死亡・重度の障害・生死不明) 1年以上遺棄・婚姻によらないで懐胎(認知した父の扶養がある場合を除く)にある 18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童を扶養している方 受給者が事実婚状態にある場合等は対象となりません。

表1 平成16年度所得制限額表

Table with 3 columns: 扶養人数 (0, 1, 2, 3, 4), 児童手当 (国民年金加入および国民年金未加入の方), 児童育成手当. Values range from 3,010,000 to 5,740,000.

表2 申請に必要なもの

Table with 3 columns: 項目 (印鑑, 戸籍謄本, 16年度所得証明書, etc.), 児童手当, 児童育成手当. Marked with circles indicating requirements.

生ごみ減量化処理機器購入費を助成しています

～4月から上限額が変更～

市では、生ごみ等の減量化を図るため、生ごみ減量化処理機器を購入された方に助成金を交付しています。生ごみ電動処理機器の助成金は、1世帯1基で交付決定後5年間は、助成することはできません。なお、コンポスト容器・EM容器等は1世帯2基まで助成します。申請方法 印鑑、領収書(レシート不可)、銀行名、口座番号等をメモしたものを持参し、保谷庁舎1階ごみ減量化推進課で申請してください。補助金額 購入価格の2分の1(消費税を除く) 上限補助金額 4万円(4月1日から) 詳しくは、お問い合わせください。 ごみ減量化推進課(☎内線222)

水防訓練にご参加を

台風や集中豪雨による災害に備え、水防訓練を行います。台風等による被害を最小限にとどめるためには、市民の皆さんの日ごろからの心構えと準備が重要です。この機会に土のう作り等の訓練にぜひご参加ください。 とき 5月9日(日)午前9時30分〜正午 ところ 千駄山広場 内容 積土のう工法・連結水のう工法等 防災課(☎内線223)

